

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年岩手県規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 政令による申請書等は、法令に特別の定めがあるもののほか、<u>様式第1号から様式第5号まで</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>政令及び省令による申請書等</u>は、所轄保健所長（県外に住所を有する者が提出する場合にあっては、知事）に提出しなければならない。</p> <p>(試験)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、試験に合格した者には、合格証書<u>(様式第6号)</u>を交付する。</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 <u>法、政令及び省令の規定</u>による申請書等は、法令に特別の定めがあるもののほか、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>次に掲げる申請書等</u>は、所轄保健所長（県外に住所を有する者が提出する場合にあっては、知事）に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第5条の2第1項の氏名等の届出書</u></p> <p>(2) <u>政令第1条の調理師免許の申請書</u></p> <p>(3) <u>政令第11条第2項の調理師名簿の訂正の申請書</u></p> <p>(4) <u>政令第12条第1項の調理師名簿の登録の消除の申請書</u></p> <p>(5) <u>政令第13条第2項の調理師免許証の書換交付の申請書</u></p> <p>(6) <u>政令第14条第2項の調理師免許証の再交付の申請書</u></p> <p>(7) <u>政令第14条第4項又は第15条の調理師免許証の返納書</u></p> <p>(試験)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、試験に合格した者には、合格証書<u>(別記様式)</u>を交付する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第5号までを削る。

改正前	改正後
<p><u>様式第6号</u>（第3条関係）</p> <p>[略]</p>	<p><u>別記様式</u>（第3条関係）</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調理師法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。